（『国語学』174集　1993・9・30）

《短　信》

藤井俊博氏の論考を読んで

舩城俊太郎

この度、『国語学』一七三輯に掲載された藤井俊博氏の論考「今昔物語集の文体と法華験記――『更ニ無シ』をめぐって――」は、『今昔物語集』の文体が『法華験記』のそれの影響を受けたものであることを論じたものである。この結論についても、私は種々の感想を持つが、それはまた別の機会に述べるとして、ここでは、そのような結論にいたる以前の論証過程での問題、すなわち、氏の、用例の意味のとらえ方やその調査結果の数値などに疑問を感じ、それについて思うところを述べようとする。

藤井氏は、今昔物語集で「更ニ（サラニ）」が多数もちいられており、法華験記とともに使用率が高いことを指摘したのち、諸文献中の同語を検討し、平安時代の和文の「さらに」が「事新しく・それ以上（～ない）」の意の情態副詞であるのに対し、今昔のそれは、漢文的な用法である、否定強調の陳述副詞であるとした。そして、これらの点よりして、今昔物語集の文体は、法華験記のそれの大きな影響を受けていると考える。

しかしながら、私の見るところ、平安時代の和文にも、陳述副詞の「さらに」はごく普通に見出され、その方が情態副詞の場合よりもはるかにおおいように思われる。藤井氏が情態副詞の例として掲出している打ち消しを伴う例も、和歌の例を除いてはすべて陳述副詞にしか私には見えない。しかし、それはともかくとして、たとえば、つぎに示すのは、源氏物語中で最初に出現する「さらに」の例である。

○その年の夏、御息所、はかなき心地に患ひて、まかでなむとし給ふを、暇さらに許させ給はず。（桐壺）

国文学者のみならず国語学者にも、この例がどのような場面・文脈でもちいられているかを想起できる人は多いと思われる。この「さらに」を、「事新しく・それ以上～ない」などと現代語訳しなければならないとすれば、事態は、「桐壺帝は、桐壺更衣がいつも実家に帰ってばかりいるので、それ以上更衣が休みを取って実家に帰ることをお許しにならない」などということになり、むしろ情愛にとぼしい桐壺帝像が出現しそうで、どうも変ではあるまいか。

源氏物語の第二番目の例は、次のものである。

○まみなども、いとたゆげにて、いとゞなよ〳〵と、我かの気色にて臥したれば、「いかさまにか」と思し召しまどはる。手車の宣旨などのたまはせても、又、いらせたまひては、さらにえ許させ給はず。（同）

この例は、「それ以上は」と訳しても、一応意味が通じないこともないかもしれない。しかし、前の例との関連で考えると、やはりそれでは納得がゆかない。これらの「さらに」は、源氏物語の諸注釈・現代語訳では、「どうしても」「いっこうに」などと訳されているが、そのように陳述副詞に考えないと、『長恨歌』の故事を下敷きにしている、源氏物語のこの部分の理解としては、おかしいであろう。

そのほか、平安時代の女流作家の作品を中心とする和文文献にいくつかあたってみたが、どの場合でも「さらに」はほとんどが陳述副詞の例で、活字本の頭注などでそれにふさわしい訳が与えられて

いるものも多かった。そのような例をも、ことごとく情態副詞としなければならないのなら、右に示した源氏の例でもわかるように、情態副詞の「さらに」は意味的に前後の叙述と密接な関係を持つから、平安和文文学についての文章・作品理解は、大幅な改変を余儀なくされることになるはずである。しかし、それにしては、藤井氏の和文の「さらに」の用法についての検討は、安易にすぎるものではないであろうか。最近の古代語の文法関係の研究には、文を十分に読みもせずに、勝手な論理のみを展開するものがめだつが、藤井氏の論もその類といえよう。

＊

藤井氏は、今昔物語集の「更ニ」について、その出典文献の用例との関係を調査しているが、平安和文中の「さらに」に陳述副詞の例があることは、実はそのような調査結果からもいいうることであるように私には思われる。氏の調査では、今昔物語集と『宇治拾遺物語』の共通説話を比較してみた場合、今昔の「更ニ」には、両者の共通出典である『宇治大納言物語』のそれを、そのまま受け継いでいると思われる例のあることが数値的に示されている。ここではそのような例に当ると思われるものを二例示す。

○吾はよくもてあげ参らせてん。さらにその御房にはよもおとらじ。（宇治拾遺・二五）

己ハシモ吉ク持上奉テムカシ。更ニヨモ其ノ小院ニ不劣ジ（今昔・二八・20）

○ありし女は、「さる者やある」とて近く遠く尋させけれども、さらにさる女なかりけり。（宇治拾遺・一〇八）

彼ノ来レリシ女ハ、近ク遠ク令尋ケレドモ、更ニ然ル女無カリケリ。（今昔・十六・7）

散佚宇治大納言物語は、宇治拾遺物語とおなじく和文で書かれていたとされている。しかも、この二例などは、宇治大納言物語にさらに漢文の出典がありそうな説話のものではない。一方、藤井氏は、今昔の「更ニ」は大部分が陳述副詞であるとしており、右の二例も多分そのなかにはいるものであろう。したがって、それらと用法的に違いがあるとは思われない宇治拾遺の例も、陳述副詞とされねばならないはずであって、すくなくとも十一世紀ごろの説話集の和文には、陳述副詞の「さらに」が存在することになるのである。

そして、藤井氏は論考の中で、右のような宇治拾遺と今昔に共通出典が想定される「さらに」の例を、八例としているが、私の調査ではそれは十二例となる。調査結果の数値が多少食い違うことはよくおこることであり、また、この調査は氏の論の本筋には必ずしも添わないものである。したがって、この食い違いは、論に支障がないといえばそうかもしれない。しかし、これは、場合によっては論の成否を左右しかねない数字であろう。

＊

さらに問題のある調査は、『法華百座』についてのそれである。その結果については、氏の論考の「注21」に示されているので、その注をそのまま引くこととする。

注21　舩城俊太郎の注2論文。ちなみに、舩城が僧侶の口頭語の影響を受けた資料として挙げた『法華百座聞書抄』には「更ニ」は一例も見出されず、「更ニ」が口頭語の影響で用いられたとは考えにくい。

この指摘にもかかわらず、索引によれば、法華百座には「サラニ」

が十七例も存し、そのうち十六例が陳述副詞と考えられる。論より証拠、用例を示そう。

○コノ娑婆世界ノ不信ノ男サラニ一善ヲ修スルコトナシ。罪業ノミアルモノナリ。（オ42）

○地獄ノ火車ムカヘニエツレハ衆車苑ノ車ノカサリ更ニヤクナシ。（ウ308）

決して少ない数とは思われないこのような「サラニ」が、何故に一例もないということになるのか、私には理解できない。

法華百座については、この注で言及されているのみであるが、藤井氏の論は、今昔の基本的文体に法華験記の変体漢文体の影響を見出そうとする一方、そこに和文的要素の存在を否定し、ひいては今昔の文体が当時の僧侶の口頭語を基盤に成立したとの私の仮説を否定しようとするものであると思われる。したがって、私の考え方の一つの大きな拠りどころになっている法華百座については、むしろ正面から取り上げて論ずべきではないであろうか。すくなくとも、つたない論とはいえ、このような杜撰な調査にもとづいて自分の論が云々されるのは、気持ちのよいことではない。

今昔物語集の基本的文体については、色々な考え方がありえてよいと思う。私も自分の説が絶対だなどとは勿論思わない。この問題は、多くの人により多方面から検討されてはじめて、妥当な結論が得られる性格のものであり、文章史的に見てそのように扱われるだけの価値のあるものであると考える。その意味では、批判を受けるのは望むところである。しかしながら、それが、見解を戦わす以前の問題で、すでに首をかしげるようなものであるなどということでは、研究の深まりは期待できないのではあるまいか。

——新潟大学教授——

（平成五年七月九日　受理）